

2019年8月6日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO  
代 表 者 代表取締役 筒井 公久  
社 長  
(コード番号 6417 東証第1部)  
問 合 せ 先 常務執行役員 大島 洋子  
管 理 本 部 長  
(TEL. 03-5778-7777)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指しており、1991年の上場以来一度も減配することなく、継続的かつ安定的に利益還元を実施しております。当該方針に基づき、2019年3月期においては、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株当たり150円（うち中間配当75円）の配当を実施し、2020年3月期においても、1株当たり150円（うち中間配当75円）の配当を予定しております。また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これまでも当社は、株主還元の充実及び資本効率の向上を図るために自己株式の取得を行っており、具体的には、2008年6月13日の開催の取締役会において2008年6月16日から2009年3月31日を取得期間として2,000,000株、総額17,000,000,000円の自己株取得を決議し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法及び市場買付けの方法により1,000,000株を7,324,126,000円で、2010年6月11日開催の取締役会において2010年6月14日から2010年12月30日（2010年12月7日の取締役会決議にて2011年6月13日までに変更。）を取得期間として3,000,000株、総額15,000,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法及び市場買付けの方法により

2,830,700株を12,080,726,489円で、2015年2月3日開催の取締役会において2015年2月4日から2015年3月25日を取得期間として6,000,000株、総額30,000,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により6,000,000株を27,870,000,000円で、2015年2月5日開催の取締役会において2015年2月6日を取得日として2,000,000株、総額8,760,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により2,000,000株を8,760,000,000円で、2015年7月7日開催の取締役会において2015年7月8日から2015年12月31日を取得期間として4,700,000株、総額20,000,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法及び市場買付けの方法により4,453,000株を19,999,982,500円で、それぞれ取得しております。

かかる資本政策の基本的な方針を背景として、当社は2018年10月下旬に、更なる株主還元及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得について検討を開始いたしました。その結果、当社は、当社株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)など資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることで、大株主が所有する当社株式を取得するのであれば、流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得できると判断し、2018年10月下旬、当社株式を28,346,000株(所有割合(注)34.92%)所有し当社の主要株主である筆頭株主の株式会社マーフコーポレーション(以下「マーフコーポレーション」といいます。マーフコーポレーションは、当社の代表取締役会長である毒島秀行が議決権の100%を所有する資産管理会社であり、同氏が、マーフコーポレーションの代表取締役を兼務するとともに、当社の監査役である石山俊明が同社の取締役を兼務しております。)に対して、その所有する当社株式の一部の当社への売却を打診したところ、2018年10月下旬に、マーフコーポレーションより当社株式を売却することの可否について検討する旨の回答を得ました。

(注)所有割合とは、当社が2019年8月6日に公表した「2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数(89,597,500株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(8,422,134株)を控除した株式数(81,175,366株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

そこで、当社は、マーフコーポレーションより当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、2018年10月下旬に、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。また、2018年10月下旬に、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は2018年10月下旬に、本公開買付けに応募せずに、当社株式を所有し続ける株主の皆様を利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断し、2019年1月中旬に、マーフコーポレーションに対して、東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2019年6月下旬に、応募株式数については2,000万株

程度とし応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けのディスカウント率について検討した後、2019年7月中旬に、本公開買付けの具体的な条件についてマーフコーポレーションと協議し、2019年7月下旬に、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に織り込まれていると考えられることから、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（2019年8月5日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値を基準として10%程度ディスカウントした価格を買付価格とする公開買付けの実施についてマーフコーポレーションに提案したところ、マーフコーポレーションは、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である20,000,000株（所有割合24.64%）を本公開買付けに応募する意向を表明しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付けの価格を本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日の前営業日（2019年8月5日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して10.01%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である3,426円とすることを決議いたしました。

上記取締役会においては、当社代表取締役会長である毒島秀行を除くすべての取締役が上記の決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、当社監査役である石山俊明を除く監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。なお、当社代表取締役会長である毒島秀行は、マーフコーポレーションの議決権の100%を所有するとともに同社の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、当社取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。また、当社監査役である石山俊明は、マーフコーポレーションの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議に参加しておらず、当社取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

本公開買付けは、マーフコーポレーション以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、マーフコーポレーションが応募を予定している20,000,000株（所有割合24.64%）を上回る22,000,000株（所有割合27.10%）を買付予定数の上限としております。

本公開買付けの買付資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2019年3月末時点における当社連結ベースの現金及び預金の残高は約1,048億円（当社の第54期有価証券報告書における公表値）であり、現金及び現金同等物の残高は約2,742億円（当社の第54期有価証券報告書における公表値）である一方で、2019年6月末現在における当社連結ベースの現金及び預金の残高は約1,158億円（当社が2019年8月6日に公表した「2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」における公表値）であり、現金及び現金同等物の残高は約2,702億円となることから、自己資金の一部を

買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保できるものと考えており、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。なお、本公開買付けにより 22,000,000 株を取得した場合には、当社の 1 株当たり当期純利益 (EPS) は 2019 年 3 月期ベースで 226.17 円 (実績値は 164.88 円)、自己資本当期純利益率 (ROE) は 2019 年 3 月期ベースで 5.1% (実績値は 4.0%) となり、株主の皆様に対する利益還元及び資本効率の向上に資するものと考えております。

当社は、マーフコーポレーションとの間で 2019 年 8 月 6 日付で、マーフコーポレーションが所有する当社株式 28,346,000 株 (所有割合 34.92%) の一部である 20,000,000 株 (所有割合 24.64%) を本公開買付けに応募するとともに 8,346,000 株については応募しない旨の公開買付応募契約を締結しており、かかる応募の前提条件は存在しません。マーフコーポレーションによれば、本公開買付けに応募しない 8,346,000 株 (所有割合 10.28%) については現時点において売却する予定はなく、本公開買付け後もマーフコーポレーションは引き続き当社の主要株主である筆頭株主であり、毒島秀行は今後も当社の代表取締役会長として、引き続き当社の経営に関与し続ける予定です。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式については、本公開買付け終了後に消却する予定であり、その詳細につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	22,000,100 株 (上限)	75,372,342,600 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 89,597,500 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 24.55% (小数点以下第三位を四捨五入しております。)

(注3) 取得する期間 2019 年 8 月 7 日 (水曜日) から 2019 年 10 月 31 日 (木曜日) まで

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議日	2019 年 8 月 6 日 (火曜日)
② 公開買付開始公告日	2019 年 8 月 7 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	2019 年 8 月 7 日 (水曜日)
④ 買付け等の期間	2019 年 8 月 7 日 (水曜日) から 2019 年 9 月 4 日 (水曜日) まで (20 営業日)

## (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,426円

## (3) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は2018年10月下旬に、本公開買付けに応募せずに、当社株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断し、2019年1月中旬に、マーフコーポレーションに対して、東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2019年6月下旬に、応募株式数については2,000万株程度とし応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けのディスカウント率について検討した後、2019年7月中旬に、本公開買付けの具体的な条件についてマーフコーポレーションと協議し、2019年7月下旬に、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に織り込まれていると考えられることから、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（2019年8月5日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値を基準として10%程度ディスカウントした価格を買い付け価格とする公開買付けの実施についてマーフコーポレーションに提案したところ、マーフコーポレーションは、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である20,000,000株（所有割合24.64%）を本公開買付けに応募する意向を表明しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付け価格を本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日の前営業日（2019年8月5日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円に対して10.01%のディスカウントを行った価格である3,426円とすることを決議いたしました。

本公開買付け価格3,426円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である2019年8月6日の前営業日（同年8月5日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値3,655円から6.27%、同年8月5日までの過去1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値3,807円から10.01%、同年8月5日までの過去3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値4,058円から15.57%をそれぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は2015年2月5日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により当社株式6,000,000株を1株につき4,645円で取得しており、本公開買付け価格3,426円とは1,219円の差額が生じております。また、当社は、2015年2月6日に東京証券取引所の自己株

式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により、当社株式2,000,000株を1株につき4,380円で取得しており、本公開買付価格3,426円とは954円の差額が生じております。加えて、当社は2015年7月8日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により、当社株式1,294,500株を1株につき4,365円で取得しており、本公開買付価格3,426円とは939円の差額が生じております。これらは、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)に係る取得価格が取得日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値で決定されているのに対し、本公開買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日(2019年8月6日)の前営業日である2019年8月5日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円を基準としており、当該価格は上記の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得価格から12.78%から18.04%下落していることと、さらに、10.01%のディスカウントを行った価格としているためです。

さらに当社は、2015年7月16日から2015年10月8日にかけて東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式3,158,500株、総額14,349,490,000円の自己株式の取得を行っております。取得価格は各取得日の市場価格となりますが、単純平均値は1株につき4,543円(小数点以下四捨五入)となり、本公開買付価格とは1,117円の差額が生じております。

## ② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指しております。また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

かかる資本政策の基本的な方針を背景として、当社は2018年10月下旬に、更なる株主還元及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得について検討を開始いたしました。その結果、当社は、当社株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)など資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること、大株主が所有する当社株式を取得するのであれば、流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得できると判断し、2018年10月下旬、当社株式を28,346,000株(所有割合34.92%)所有し当社の主要株主である筆頭株主のマーフコーポレーションに対して、その所有する当社株式の一部の当社への売却を打診したところ、2018年10月下旬に、マーフコーポレーションより当社株式を売却することの可否について検討する旨の回答を得ました。

そこで、当社は、マーフコーポレーションより当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、2018年10月下旬に、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。また、2018年10月下旬に、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は2018年10月下旬に、本公開買付けに応募せずに、当社株式を所有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべ

く、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断し、2019年1月中旬に、マーフコーポレーションに対して、東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2019年6月下旬に、応募株式数については2,000万株程度とし応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けのディスカウント率について検討した後、2019年7月中旬に、本公開買付けの具体的な条件についてマーフコーポレーションと協議し、2019年7月下旬に、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に織り込まれていると考えられることから、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（2019年8月5日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値を基準として10%程度ディスカウントした価格を買い付け価格とする公開買付けの実施についてマーフコーポレーションに提案したところ、マーフコーポレーションは、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である20,000,000株（所有割合24.64%）を本公開買付けに応募する意向を表明しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付け価格を本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日の前営業日（2019年8月5日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円に対して10.01%のディスカウントを行った価格である3,426円とすることを決議いたしました。

上記取締役会においては、当社代表取締役会長である毒島秀行を除くすべての取締役が上記の決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、当社監査役である石山俊明を除く監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。なお、当社代表取締役会長である毒島秀行は、マーフコーポレーションの議決権の100%を所有するとともに同社の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、当社取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。また、当社監査役である石山俊明は、マーフコーポレーションの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社取締役会における審議に参加しておらず、当社取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	22,000,000株	一株	22,000,000株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（22,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（22,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

#### (5) 買付け等に要する資金

75,398,000,000円

(注) 買付予定数（22,000,000株）を全て買付けた場合の買付代金（3,426円）に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用）の見積額を合計したものです。

#### (6) 決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

##### ② 決済の開始日

2019年9月30日（月曜日）

##### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

##### i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過す



る場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が S M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が S M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

#### ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

#### iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

### （7）その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・

手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、マーフコーポレーションとの間で同社が所有する当社株式 28,346,000 株（所有割合 34.92%）の一部である 20,000,000 株（所有割合 24.64%）を本公開買付けに応募するとともに 8,346,000 株については応募しない旨の公開買付応募契約を締結しております。その内容については、前記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。
- ③ 当社は、2019年8月6日付で公表した「連結子会社の会社分割(新設分割)、及び新設会社株式の譲渡に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、経営資源を遊技機関連事業に集中投入するという経営戦略を更に推進すべく、当社連結子会社である株式会社三共クリエイト（以下「SC社」といいます。）が運営するゴルフ場運営事業を新設分割により新設会社（以下「新設会社1」といいます。）に承継するとともにSC社が運営する不動産賃貸事業の一部を新設分割により新設会社（以下「新設会社2」といいます。）に承継し、分割会社であるSC社に割り当てられた新設会社2社の全株式を剰余金の配当として当社が交付を受けたうえで、新設会社1及び新設会社2の全株式を2019年10月1日付でマーフコーポレーションへ譲渡する旨の基本合意書の締結を決議しております。
- ④ 当社は、2019年8月6日に「2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(2019年4月1日～2019年6月30日)

(イ) 損益の状況(連結)

決算年月	2020年3月期 第1四半期連結累計期間
売上高	11,351百万円
売上原価	5,279百万円
販売費及び一般管理費	6,667百万円
営業外収益	441百万円
営業外費用	0百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	△93百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	2020年3月期 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	△1.16円
1株当たり配当額	－円

(ご参考) 2019年8月6日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 81,175,416株

自己株式数 8,422,084株

以 上